

社会福祉法人の職員の採用状況 調査票

法人名 〇〇福祉会

1 公正採用選考人権啓発推進員の選任状況

- ・ 選任の有無 () 有の場合 →
- ・ 常勤の法人及び施設等職員の人数が25名以上 ()

職氏 名
選任年月日 年 月 日

報告の有無 ()

- ・ 令和4年度 法人内人権啓発研修実施計画及び法人内人権啓発研修実施の報告状況
報告の有無 ()

(注) 報告書等の提出先

- ・ 公正採用選考人権啓発推進員選任報告書 : 公共職業安定所 (公共職業安定所経由大阪府知事)
- ・ 研修実施計画書(報告書) : 大阪府商工労働部雇用推進室

○ 令和5年度 法人における人権に関する研修の実施計画

- ・ 研修内容

○ 令和4年度 法人における人権に関する研修の実施実績

開催日	研修時間	研修テーマ	参加者		法人内外の別	備考
			主な職種	延人員		
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

※ 法人外の場合は、実施団体名を備考欄に記入してください。

2 障がい者の雇用状況

(1)障がい者実雇用率〔令和5年4月1日現在〕

障がい者の雇用状況							
法人名	区分	所在地	〒				
雇 用 の 状 況	① 事業所の名称	合計	事業所別の内訳				
	② 事業の内容						
	③ 除外率 (%)						
	④ 常用雇用労働者の数 (人)						
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者数を除く)	0					
	(ロ) 短時間労働者の数	0					
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(ニ) 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑤ 常用雇用身体障がい者数、知的障がい者及び精神障がい者の数 (人)						
	(ホ) 重度身体障がい者の数 (短時間労働者数を除く)	0					
	(ヘ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者数 (短時間労働者数を除く)	0					
	(ト) 重度身体障がい者である短時間労働者の数	0					
	(チ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者である 短時間労働者の数	0					
	(リ) 身体障がい者の数 [((ホ)×2)+(ヘ)+(ト)+(チ)×0.5]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(ヌ) 重度知的障がい者の数 (短時間労働者数を除く)	0					
	(ル) 重度知的障がい者以外の知的障がい者の数 (短時間労働者数を除く)	0					
	(ヲ) 重度知的障がい者である短時間労働者の数	0					
	(ワ) 重度知的障がい者以外の知的障がい者である 短時間労働者の数	0					
	(カ) 知的障がい者の数 [((ヌ)×2)+(ル)+(ヲ)+(ワ)×0.5]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(コ) 精神障がい者の数 (短時間労働者数を除く)	0					
(タ) 精神障がい者である短時間労働者の数	0						
(レ) 精神障がい者の数 [(コ)+(タ)]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
⑥ 計(人) 〔⑤の(リ)+⑤の(カ)+⑤の(レ)〕	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
⑦ 実雇用率 [(⑥÷④の(ニ)×100) (%)	#DIV/0!						
⑧ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の不足数 (人) [(④の(ニ)×法定雇用率2.3%)−⑥]	0						

(2)障がい者雇用状況報告の有無

()

(注)法人全体の常用労働者が43.5人以上の場合は、公共職業安定所への報告義務あり
(令和3年3月より報告義務の範囲が変更されているので、留意すること。)

※ (1) の記入方法等

- 1 障害者雇用促進法第43条に準じて記入してください。
- 2 ③欄には、各事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、その除外率を記入してください。
(抜粋) 幼保連携型認定こども園60%、児童福祉事業40%、
- 3 ④の二欄には、④の八欄の数に③欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を④の八欄の数から控除した数が表示されます。
- 4 ④ハ及び二欄、⑤リ、カ及びレ欄並びに⑥欄には、小数点以下第1位まで表示されます。
- 5 ⑦欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数が表示されます

・この報告書は、当該法人に属する本部、事務所、施設等すべての事業所について記入してください。
 ・③の除外率を事業所(本部、事務所、施設等)毎に適用し、各事業所の⑥の雇用障がい者数を合計した人数を④の二の労働者を合計した人数で除した数値を事業主(企業全体)の雇用率とします。

(記入に当たっての注意事項)

○ 対象となる障がい者について
 対象となる障がい者は、以下のいずれかに該当する労働者です。

(1) 身体障がい者

原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方及び7級に該当する障がい者が2以上重複する方です。重度身体障がい者とは、身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方及び3級に該当する障がいを2以上重複して有すること等によって2級に相当する障がいを有する方です。

(2) 知的障がい者

児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医(以下「判定機関等」といいます。)または障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業総合センターにより知的障がい者と判定された方です。

重度知的障がい者とは、知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方です。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当します。

- ・療育手帳で程度が「A」とされている方
- ・療育手帳の「A」に相当する程度(特別障害者控除を受けられる程度等)とする判定書をもっている方(上記の判定機関等による判定書が対象です。)
- ・障害者職業センターにより重度知的障がい者と判定された方(障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。)

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

○ 雇用障がい者数のカウントの方法について

対象となる障がい者を1人雇用している場合のカウント数は、次のとおりです。

	常用労働者	
	30時間以上	短時間労働者 20時間以上30時間未満
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障がい者	1	0.5
重度	2	1
知的障がい者	1	0.5
重度	2	1
精神障がい者	1	1(※)

(※)精神障がい者である短時間労働者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

○ 常用雇用労働者の範囲

常用雇用労働者とは、雇用契約の如何を問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、次のように1年を超えて雇用される者(見込みを含みます。)をいいます。なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれません。

- (1) 雇用期間の定めのない労働者
- (2) 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者
- (3) 一定期間(1か月、6か月等)を定めて雇用される者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者(1年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性のある限り、該当します。)
- (4) 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間に

以下の労働者については、取扱いにご留意ください。

- 「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱います。
- 「休業中」の労働者(育児休業等含む。)は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用労働者に含まれます。
- いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新または再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。
- 65歳以上の労働者であっても、常用雇用労働者に含まれます。

※短時間労働者：短時間労働者とは、常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。